

新型コロナウイルス発生に伴う きっぷのお取扱いについて

1 使用開始前のきっぷの無手数料払いもどしについて

【対象事由】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期または規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせる場合
- 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせる場合

【対象のきっぷ】

- 使用開始前の普通乗車券、トロッコ整理券、団体乗車券、企画乗車券（一部を除く）

2 臨時休校に伴う通学定期券の払いもどしについて

【対象のお客さま】

2020年2月28日（金）以降、通学先の学校（小学校・中学校・高校・特別支援学校等）が臨時休業となったため、通学定期券を払いもどしをされる場合

【払いもどしの計算方法】

お申し出日にかかわらず、最終登校日の翌日を払いもどし起算日とし、1ヵ月以上有効期間が残っている場合は、使用月数分の運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたいます。

【払いもどし期間】

定期券のご購入日から1年間

【払いもどし取扱箇所】

相老駅、大間々駅、通洞駅、足尾駅
桐生駅（桐生駅で購入した通学定期券のみ取り扱います）